

～恵庭市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業～

【給付の対象となる用具の種類】

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,900円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円	5年
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	6年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所中）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの。	13,380円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円	5年
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	年額 41,580円	—
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者 （在宅以外（入院中又は施設入所中）の者についても対象）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	173,250円	5年

ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所中)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るのも	年額 113,520円	—
ストーマ装具 (尿路系)	人工ぼうこうを造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所中)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	年額 149,160円	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	年額 128,700円	—

※「耐用年数」を経過するまでは、原則として給付対象外となります。